

答 申 第 6 3 号
平成30年1月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会
会 長 大 道 晋

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

平成29年10月6日付けふ第105号で諮問のありました個人情報の収集制限（要配慮個人情報の収集制限）の例外に関する事項（条例第6条第3項関係）について、下記のとおり答申します。

記

要配慮個人情報は、徳島県個人情報保護条例及び徳島県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年徳島県条例第45号）による改正前の条例第6条第3項に規定されたいわゆる「センシティブ情報」と同趣旨の概念であるため、要配慮個人情報についても、基本的に、平成14年12月25日付け答申第1号の収集制限（センシティブ情報の収集制限）の例外（条例第6条第3項関係）に係る類型事項に該当すると認められます。

ただし、類型事項の14、16及び20については、個人情報取扱事務の目的を達成するためには、収集し得る要配慮個人情報の範囲を限定することは適当ではないと判断します。

よって、答申第1号の類型事項を次表のとおり改めることとします。

なお、類型に該当するか否かについては、要配慮個人情報の収集禁止の原則の趣旨を踏まえ、収集する要配慮個人情報の内容や必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

収集制限（要配慮個人情報の収集制限）の例外（条例第6条第3項関係）

（類型事項）

番号	類 型	例外として収集が認められる理由
1	（栄典・表彰等選考関係） 栄典，表彰等の選考事務において，候補者の要配慮個人情報を収集することが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ○表彰等の内容によっては，表彰等に必要な範囲内で，候補者の要配慮個人情報を収集することが必要な場合がある。 ○犯罪歴を有する者が栄典，表彰等を受けることは，社会通念上県民等の感情にそぐわないと考えられることから，候補者の選考に当たって，犯罪歴の有無等を確認することが必要な場合がある。 ○実施機関以外のものから提出される功績調書等には，候補者の要配慮個人情報が含まれる場合があるが，これらは推薦者等の意思により任意に提供されるものであり，その性質上，収集を拒むことができない。
2	（作文募集等関係） 作文等のコンクールや試験等において作成される作文，論文等の中で，応募者等の意思により提供され，収集することとなる場合	<ul style="list-style-type: none"> ○作文等の記述内容等は，応募者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり，その性質上，収集を拒むことができない。
3	（相談等関係） 県民等からの相談，苦情，要望，陳情，通報等において，相談者等の意思により提供され，収集することとなる場合	<ul style="list-style-type: none"> ○相談等の内容は，相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり，その性質上，収集を拒むことができない。 ○相談等に適切に対応するためには，事務の目的の範囲内で，要配慮個人情報を的確に把握することが必要な場合がある。
4	（刊行物等関係） 一般に入手できる刊行物等から収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞や書籍等に掲載され，公にされている情報等については，不特定多数の者に公表され誰もが知り得る状態にあることから，事務の目的の範囲内で収集する限りにおいては，個人情報保護の問題が生じることは少ないと考えられる。しかし，情報のすべてが正確なものとは限らないことから，出典等を明示しておくことが望ましい。
5	（来訪者等受入れ関係） 来訪者や研修生等の受入れを行うに当たり，来訪者等の要配慮個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○来訪者等の円滑な受入れのために，受入れに必要な範囲内で，来訪者等の要配慮個人情報を収集することが必要な場合がある。 ○特に，海外からの来訪者や研修生等の受入れに当たっては，滞在中の生活に支障がないように，また，相手方の生活習慣の違いに適切に対応するために，要配慮個人情報を収集することが必要な場合がある。 ○受入れに当たって，来訪者等から配慮を求められる場合など，これらの要配慮個人情報が相手方の意思により一方的に提供される場合がある。

番号	類 型	例外として収集が認められる理由
6	(申請・届出等関係) 申請、届出等に関する事務において収集する場合	○各種の申請、届出等に係る事務処理に当たっては、当該申請等の要件等として要配慮個人情報を収集することが必要な場合がある。 ○これらの要配慮個人情報は、申請等に係る審査など当該申請等に基づく事務を行うに当たり必要不可欠なものである。
7	(争訟・交渉等関係) 争訟、交渉等の事務において、当事者等の要配慮個人情報を収集する場合	○争訟等における相手方の主張等は、相手方の自由な意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集を拒むことができない。 ○争訟等においては、実施機関が公正な判断や主張立証等を行うために必要な範囲内で、当事者や関係者の要配慮個人情報を収集することが必要な場合がある。
8	(教育・指導等関係) 教育、指導、評価、訓練等の事務において、対象となる者等の要配慮個人情報を収集する場合	○教育等の事務を行うに当たっては、その対象となる者等の実状を把握するために必要な範囲内で、要配慮個人情報を収集することが必要な場合がある。 ○宗教上の理由から教育上の配慮を求められる場合など、対象となる者等の意思により一方的に提供される要配慮個人情報については、その性質上、収集を拒むことができない。 ○指導等を行う中で、対象となる者の主張等を聴取することが必要な場合があるが、その主張等に含まれ一方的に提供される場合がある。
9	(病院等での診療等関係) 病院、保健所等において、診療、疾病予防等を行うため、患者等の要配慮個人情報を収集する場合	○医療機関や保健所等において、患者等に対する確かな診療や保健指導等を行うためには、診療等に必要範囲内で、患者等の要配慮個人情報を収集する必要がある。
10	(職員の任免等関係) 職員や委員の任免等を行うに当たり収集する場合	○職員や委員の任用に当たって適格性の審査を適正に行い、又は免職等の処分にあたって事案に応じた適正な処理を行うためには、事務に必要な範囲内で、職員等の要配慮個人情報を収集することが必要な場合がある。
11	(事故処理等関係) 職員等が関係する事故等の処理に当たり、事故の当事者等の要配慮個人情報を収集する場合	○職員等が関係する事故、実施機関の管理する施設内における事故等の処理に当たっては、正確な事故の状況や被害の状況等を把握するために必要な範囲内で、事故の当事者等の身体に関する要配慮個人情報を収集することが必要な場合がある。

番号	類 型	例外として収集が認められる理由
1 2	(用地取得等関係) 公共事業の用地取得や公有財産の管理等に関する事務において、墳墓等の宗教施設の改葬、移転等の補償を適切に行うため、また、権利関係等を確認するため収集する場合	○墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転等の補償額算定等においては、所有者等の信条に関する要配慮個人情報を収集する必要がある。 ○公共事業の用地取得や公有財産の管理においては、権利関係や相続関係等を正確に把握するために、土地や家屋の所有者等に係る相続関係調査等により本籍等社会的身分に関する要配慮個人情報を収集することが必要な場合がある。
1 3	(障がい者対策関係) 障がい者を対象とした事務を行うため収集する場合	○心身に障がいをする者に対して、適切な事務を行うためには、事務に必要な範囲内で、その対象となる者の身体に関する要配慮個人情報を収集する必要がある。
1 4	(人権対策関係) 人権対策に関する事務を行うに当たり収集する場合	○人権対策に関する事務を行うに当たっては、事務に必要な範囲内で、その対象となる者の要配慮個人情報を収集することが必要な場合がある。
1 5	(本人確認関係) 本人であること等を確認するに当たり収集する場合	○保有個人情報の開示に関する事務等を行うに当たっては、本人であること等を確認する必要があるが、その確認のために提示又は提出される書類の中に、本籍等社会的身分に関する要配慮個人情報が含まれる場合がある。
1 6	(県営住宅の管理等関係) 県営住宅の適正な管理を行うため、入居者等の要配慮個人情報を収集する場合	○県営住宅の入居者の募集や管理等に当たっては、入居者等の実状を正確に把握するために必要な範囲内で、入居者等の要配慮個人情報を収集する必要がある。
1 7	(災害・事故等関係) 災害や事故の状況を把握する事務、災害や事故による死者又は障害を生じた者に給付金等を支給する事務等を行うに当たり、被災者等の要配慮個人情報を収集する場合	○災害や事故の状況を把握する事務及び災害や事故による死者や障害が生じた者に給付金等を支給する事務等を行うに当たっては、被災者等の身体に関する要配慮個人情報を収集する必要がある。
1 8	(研修参加等関係) 研修参加、資格取得等に当たり、健康診断書等により収集する場合	○研修や資格等の中には、本人の健康状態の良好なことが研修への参加や資格取得の要件等とされている場合があるが、その要件等を満たしているかどうかを判断するためには、健康診断等により身体に関する要配慮個人情報を収集する必要がある。

番号	類 型	例外として収集が認められる理由
1 9	(法定受託事務関係) 法律上従う義務を有する各大臣 その他国の機関の指示等より収集する場合	○法定受託事務において、要配慮個人情報の収集について各大臣その他国の機関から基準等が示されている場合には、是正の指示等の関与により、最終的には、これに従わざるを得ない。
2 0	(業務委託関係) 委託契約等に当たり、当該業務の受託者等からその従事者の要配慮個人情報を収集する場合	○委託契約等に当たって、業務の内容等によっては、当該業務の委託に必要な範囲内で、委託先の従業員等の要配慮個人情報を収集することが必要な場合がある。
2 1	(議員の政党名等関係) 議員の政党名、会派名、政治的理念等信条に関する要配慮個人情報を収集する場合	○議会に関係する事務を適切に行うためには、事務に必要な範囲内で、議員の所属政党名、会派名、政治理念等信条に関する要配慮個人情報を収集することが必要な場合がある。

徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	内 容
第95回	平成29年10月16日	諮問 審議
第96回	11月30日	審議
第97回	平成30年 1月11日	審議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者

(五十音順)

